

介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費 支給申請書

フリガナ					保険者番号	112276					
被保険者氏名					被保険者番号						
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	個人番号						
住所	〒				電話番号 ()						
福祉用具名				販売事業者名		購入金額					
種目	商品名	製造事業者名		事業所番号		購入日					
①						円					
						令和 年 月 日					
②						円					
						令和 年 月 日					
③						円					
						令和 年 月 日					
福祉用具が 必要な理由 ※記入は事業者及び 業者どちらでも可	購入理由										
	改善される点										
事業者名 記入者											
朝霞市長宛 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。 令和 年 月 日 [申請者] 住所 氏名											
注意 ・ この申請書に、①領収書の写し（原本持参）、②福祉用具のパンフレットのコピー、③福祉用具サービス計画書を添付してください。 ・ 「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載してください。欄内に記載が困難な場合は、裏面に記載してください。 ※ 自己負担に小数点以下の金額が発生した場合は繰り上げとなりますのでご注意ください。											

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支払方法を下記のとおり希望します。

（希望する支払い方法の□に「レ」をご記入ください）

償還払い 受領委任払い

※支払先に関して、償還払いは口座振込依頼書、受領委任払いは委任状をそれぞれご記入ください。
 ※要介護・要支援認定申請中の方は償還払いのみとなります。ただし、認定された場合は償還払いから受領委任払いへ変更できます。

※ 保険者（市）処理欄

支給申請添付書類	<input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> パンフレット <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 口座振込依頼書 <input type="checkbox"/> 福祉用具サービス計画書 （基本計画・利用計画）	種目	① ② ③	受 付
介護度	划 支 2 1 2 3 4 5	保険料	完納 滞納 2号	
限度額残額	円	負担割合	割	
支給予定額	円	支払方法	償還 委任	

介護保険 居宅介護（介護予防）福祉用具の種目

1 腰掛便座	<p>次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 変換便座 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの</p> <p>② 補高便座 洋式便器の上に置いて高さを補うもの</p> <p>③ 昇降便座 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの</p> <p>④ ポータブルトイレ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）</p>
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<p>自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる</p>
3 入浴補助用具	<p>座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。</p> <p>① 入浴用いす 座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するもの</p> <p>② 浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの</p> <p>③ 浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるもの</p> <p>④ 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りを容易にすることができるもの</p> <p>⑤ 浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるもの</p> <p>⑥ 浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うもの</p> <p>⑦ 入浴用介助ベルト 居宅要介護等の身体に直接巻き付けて使用するもので浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの</p>
4 簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの（居室において入浴が可能なもの）に限る。</p>
5 移動用リフトのつり具の部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。</p>

選択制の導入により追加される種目・種類	
1 固定用スロープ	<p>段差解消のためのものであって、取り付けに際し工事を伴わないものに限る。また個別の利用者の為に改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。なお、複数個の使用が必要とされる場合は複数個の支給が可能。</p>
2 歩行器	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、かつ上肢で保持して移動させることが可能なものに限る。</p> <p>歩行車（脚部に車輪が装備されているもの）は対象外。</p>
3 杖（単点・多点）	<p>単点杖はカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチに限る。</p> <p>松葉杖（握り部分の上方に腋当てを備えた杖）は対象外。</p>